

令和5年第2回各務原市教育委員会会議録

日時 令和5年2月9日(木)
午後3時00分開会
午後4時00分閉会
場所 産業文化センター2階第3会議室

1 出席委員

教育長 加藤 壽志、委員 大友 克之、委員 大堀 憲、委員 和智 陽子、
委員 小島 聡太郎

2 出席職員

(教育委員会事務局)

事務局長 横山 直樹、参与兼教育施設整備推進室長 牧田 洋之、総務課長 足立 勉、
学校施設課長 嶽 翁輔、学校教育課長 林 香里、中央図書館長 新居 美保、
青少年教育課長 三輪 史子、文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 河瀬 憲政、
少年自然の家所長 奥村 祐輔、学校給食センター所長 和田 雅仁

(産業活力部)

次長兼いきいき楽習課長 永井 昭徳

3 会議の書記

教育委員会事務局総務課主幹 小川 大介、教育委員会事務局総務課主事 砂川 雄哉

4 会議に付した案件

- 議第 3号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事
- 議第 4号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事
- 議第 5号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事
- 議第 6号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事
- 議第 7号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事
- 議第 8号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事
- 議第 9号 令和4年度教育委員会表彰について
- 議第10号 各務原市学校嘱託医等の委嘱について
- 報第 1号 各務原市教育委員会の人事異動について

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

(1) 議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第3～8号は、議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事に該当するため、非公開としたいと思います。

教 育 長 非公開とすることに異議はありませんか。
全 委 員 異議なし。
教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第3号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること（令和4年度教育費の補正予算について）

教 育 長 議第3号を議題とします。担当課長の説明を求めます。
総 務 課 長 （議第3号 令和4年度教育費の補正予算について、資料により説明。）
教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。
教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第3号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。
（全委員挙手）
教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第3号を原案通り承認いたします。

議第4号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること（令和5年度教育費の当初予算について）

教 育 長 議第4号を議題とします。担当課長の説明を求めます。
総 務 課 長 （議第4号 令和5年度教育費の当初予算について、資料により説明。）
教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。
教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第4号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。
（全委員挙手）
教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第4号を原案通り承認いたします。

議第5号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること（各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）

教 育 長 議第5号を議題とします。担当課長の説明を求めます。
総 務 課 長 （議第5号 各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、資料により説明。）
教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。
教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第5号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。
（全委員挙手）
教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第5号を原案通り承認いたします。

議第6号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること（各務原市少年センター設置条例の一部を改正する条例について）

教 育 長 議第6号を議題とします。担当課長の説明を求めます。
青少年教育課長 （議第6号 各務原市少年センター設置条例の一部を改正する条例について、資料により説明。）
教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第6号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第6号を原案通り承認いたします。

議第7号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（各務原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について）

教 育 長 議第7号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

いきいき楽習課長 (議第7号 各務原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 社会教育委員は何を目的として、何を審議する委員か説明をお願いします。

いきいき楽習課長 社会教育法において、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行うとされており、3つの職務が挙げられております。

「社会教育に関する諸計画を立案すること」「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」「前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」です。又、社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることも職務として挙げられます。

教 育 長 他に質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第7号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第7号を原案通り承認いたします。

議第8号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（各務原市公民館条例の一部を改正する条例について）

教 育 長 議第8号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

いきいき楽習課長 (議第8号 各務原市公民館条例の一部を改正する条例について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

和 智 委 員 社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼職する委員は何名いますか。

いきいき楽習課長 会議は別々に開催していますが、全員が兼職となっております。

和 智 委 員 以前から同じように重複する方だけで構成されているのでしょうか。

いきいき楽習課長 以前は、定数が違うこともあり、別々の方が委嘱されていることもありましたが、現在は重複して委嘱しています。

教 育 長 協議内容に重複する部分がありますので、重複する委員を委嘱しています。また、本市の公民館は、公民館という名称ではなく、ライフデザインセンターという名称を用いています。そのため、公民館条例は、ライフデザインセンターに関することを定めている条例になります。

教 育 長 他に質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第8号を原案通り承

認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第 8 号を原案通り承認いたします。

議第 9 号 令和 4 年度教育委員会表彰について

教 育 長 議第 9 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総務課長 (議第 9 号 令和 4 年度教育委員会表彰について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第 9 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第 9 号を原案通り承認いたします。

議第 10 号 各務原市学校嘱託医等の委嘱について

教 育 長 議第 10 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (議第 10 号 各務原市学校嘱託医等の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第 10 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第 10 号を原案通り承認いたします。

報第 1 号 (専決処分の報告) 各務原市教育委員会の人事異動について

教 育 長 報第 1 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総務課長 (報第 1 号 各務原市教育委員会の人事異動について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 1 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 1 号を原案通り承認いたします。

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。